

「住宅用防災(火災)警報器などの 設置が義務付けられました」

高齢化社会を迎え、増加傾向にある住宅火災での逃げ遅れによる死亡者の減少を目的として、消防法が改正され、これに基づき皆さんの住宅に住宅用防災（火災）警報器の設置が義務付けられました。

設置義務住宅

- 新築の一般住宅など
- 既存の一般住宅など

警報器の設置場所】

- ・住宅の寝室
- ・階段
- ・廊下

などに、住宅用防災（火災）警報器を設置しなければなりません。

ご購入及び取り付けは、お近くの組合加盟店でお尋ねください。